

一般社団法人らふ定款

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人らふと称する。

(目 的)

第2条 当法人は、病や介護に直面した当事者及び家族が困らないよう、必要な時に、必要な情報提供を行い、市民目線で当事者、家族のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）が損なわれないような信頼でき安心できる人、物、場所へつなぐ活動を行うとともに、会員相互の交流、研鑽を図り、医療・介護現場で働く人と市民双方が、これからの日本の「医療」「介護」「健康」「福祉」を考え、地域で暮らす人それぞれがその人らしく生きること困らない地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 患者、要介護者、家族に関する相談事業
- (2) 医療、介護施設等の情報提供並びに紹介事業
- (3) 患者、要介護者、介護者、家族の生活支援用品等に関する情報提供並びに販売事業
- (4) 患者、要介護者、介護者、家族支援に関する出版、研修、講演、教材販売事業
- (5) 患者、介護者支援及び看護師等に関する教育並びに資格認定事業
- (6) 患者、要介護者、介護者、家族に関する調査研究事業
- (7) 医療従事者、介護職員等の交流、研修、講演事業
- (8) 患者、要介護者、介護者、家族同士の交流事業
- (9) 看護師等教育に関する出版、研修、講演、教材販売事業
- (10) 一般市民向け医療、介護のセミナー、講演事業

- (11) 患者会及び患者サロン等の運営サポート、コンサルタント事業
- (12) 医療、福祉に関する生活必需品等の研究、開発等に関するマーケティング並びにコンサルタント事業
- (13) 会員に対して当社団法人の情報を発信する事業
- (14) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を大阪府泉佐野市に置く。

(支 部)

第5条 当法人は、社員総会の承認を得て、必要に応じて支部を置くことができる。

(公 告)

第6条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員（会員）

(法人の構成員)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会し、社員総会において別に定める入会基準を満たす者
- (2) 一般会員 当法人の目的に賛同して入会した者で正会員以外の者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した者

(入 会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、当会所定の入会申込書により入会の申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員及び一般会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第11条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の3分の2以上もって行う決議（以下、「特別決議」という）によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条の会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第16条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、正会員に対し会日の1週間前までに発する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうちから、副理事長を若干名定めることができる。

(選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、代表理事を補佐して当法人の業務を掌理し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から

受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他の理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第31条 当法人は必要に応じて、代表理事の相談に応じることを職務とする顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、社員総会の決議を経て代表理事が委嘱する。
- (2) 顧問は、会員であることを問わない。
- (3) 顧問は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。



- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招 集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の年間の手続)

第43条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号

及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を定時社員総会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解 散)

第49条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第51条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人設立の日から平成28年4月30日までとする。

(設立時社員(正会員))

第52条 当法人の設立時社員(正会員)の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

大阪府泉佐野市\*\*\*\*\*

蓮尾 久美

設立時社員

京都府木津川市\*\*\*\*\*

柴本 美佐代

(設立時役員)

第53条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 蓮尾 久美

設立時理事 南 孝美

設立時理事 柴本 美佐代

設立時監事 久川 輝雄

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところとする。

以上、一般社団法人らふを設立のため、設立時社員蓮尾久美他1名の定款作成代理人である司法書士道下謙太郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成27年5月15日

設立時社員 大阪府泉佐野市\*\*\*\*\*  
蓮尾 久美

設立時社員 京都府木津川市\*\*\*\*\*  
ユニ加茂壺番館207号  
柴本 美佐代

上記設立時社員2名の定款作成代理人

大阪府泉佐野市高松東一丁目10番37-705号  
泉佐野センタービルサウスコア217階  
司法書士 道下 謙太郎